

令和5年度第2回都市経営会議 令和5年（2023年）4月24日（月）開催

1 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和5年度補正予算について）

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ わがまち特例で市の裁量が認められているが、マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を推進する観点から見た場合に、国の参酌基準である1/3より減額割合を高める検討はなされたのか。また、対象となるマンションは市内にどの程度存在するのか。

⇒ 特例を受けることができる条件として、築20年以上、戸数10戸以上で、外壁工事や屋根・床の防水など、長寿命化工事を過去に1回以上実施していることに加え、計画認定がなされたマンションまたは市の助言・指導を受け、長寿命化計画を適切に見直したマンションのいずれかであって、令和5年4月1日から2年間のうちに修繕工事を完了したマンションが対象になる。市内には168棟、約28,400戸の分譲マンションがあり、管理組合は425存在する。うち対象となるマンションは最大で320戸ほどになると推測している。

マンション管理の適正化を推進していく立場としては、参酌基準を国の1/3以上にすることが望ましいが、国が示す基準以上の計画は作成していないことと、国の補填を最大限に生かしたい考えがあるため1/3とした。

4 宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ セキュリティの関係で教えてほしい。マイナンバーカードであれば、万が一紛失した場合は国の総合ダイヤルに電話することでカードを停止できるが、マイナンバーカードに記録された電子証明書をスマートフォンに搭載する場合はどのような扱いになるのか教えてほしい。

⇒ スマートフォンへの電子証明書の搭載は、マイナンバーカードと連携するようになっているため、カードを紛失した場合はスマートフォンアプリの電子証明も連動して失効される仕組み。スマートフォンを落とした場合でも、総合ダイヤルに電話すればアプリの電子証明も連動して止められるため、セキュリティは担保されている。

5 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 条例内容への意見ではないが、地区計画は条例でさらなる制限をかけて実行力を高めていくものだと思っている。あまり事例はないと思うが、今後、緩和型の地区計画が出てきた場合に、条例で緩和している分を制限できるのか。

⇒ 制度上、強化・緩和ともにできるが、建築物の敷地の関係や構造の関係など、用途に関することのみである。

6 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 資料3 1 ページ、国通知の留意事項（2）に、省令を踏まえて改正する火災予防条例の施行期日前に、急速充電設備の設置に係る届け出があった場合には弾力的な運用を図りたいと記載がある。国は、条例（例）第17条の3の規定を設けているが、本市の火災予防条例はどのようにする予定か。あくまで裁量とするのか。

⇒ 条例（例）と同様の取扱いとする予定。

7 宝塚市指定管理者制度運用方針の一部改正について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 資料5 4 ページに「指定管理者が条例の範囲内で利用料金を変更しようとするとき

は6箇月前までに市にその旨を申し出」するよう記載があるが、実務者の立場としては厳しいように感じる。例えば指定管理者が変わる場合に、事前に利用料金の見直しを含めた事業計画の提出を受けるが、6箇月前縛りが掛かってしまうと実務上厳しいように思う。

⇒ 変更内容が軽微なもの、そうでないもの等様々あり、ケースバイケースの対応になろうと思うが、指定管理者との協議状況や市民の方々への周知期間を考慮したうえで6箇月としている。

- ・ 基準としてもっておくことに異論はないが、協定書で縛られるのは厳しい。料金が変わる場合は市民の方々に1日も早くお知らせすべきという考えに異論はない。

⇒ 指定管理者が変わる場合は特段の事情として配慮する形もあって良いと思うが、市内で検討する期間と周知期間を含めて6箇月を基本とし、特段の事情がある場合は企画政策課に相談する運用とさせていただきたい。

8 スポーツセンター及び末広体育館、高司グラウンドならびに売布北グラウンド、花屋敷グラウンドの指定管理者選定の方針について

【提 案】 社会教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 資料8ページに、高司・売布北・花屋敷グラウンドの指定管理者選定の方針に関する記載があるが、3施設とも条例どおり公募とするのであれば記載の必要はないのではないか。条例と異なる扱いをするもののみ記載してはどうか。

⇒ いただいた意見をもとに修正を検討する。

9 公共施設マネジメント推進会議の設置について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 資料1ページ目の下表、新（案）のところで、③に係る事項（最適化方針に基づく各施設の取組に係る実施計画）は、公共施設マネジメント推進会議で決定すると記載があるが、やはり重要案件の最終決定は都市経営会議になると思う。誤解のないよう資料の修正をお願いしたい。

⇒ 修正する。

- ・ 資料1ページ目の2の③に、「旧小浜工房館」「良元幼稚園」「中ヶ谷住宅の跡地」等の利活用についての記載があるが、方針が決定し着実に進んでいるものはそれが分かるよう表現を改めるべきである。

⇒ 修正する。

- ・ 付議案件ごとに現状と課題が分かっている中、これまでの室長級の会議では検討が

進まなかった理由を教えてください。というのも、新しい推進会議の構成員は企画経営部と総務部の部長となっており、内容に応じて関係部の部長級が入れるものと思うが、都市経営会議の下部組織として専門的なことを検討する際に、本当にこのメンバーで良いのかという懸念がある。予算化については財政、企画が中心になるのかもしれないが、より技術的なところも含めた部長級の参加が必要ではないか。

⇒ これまでの検討会では各部門の考え方に終始してしまうところがあり、総合的な視点での検討ができていなかった。ご意見をいただく中で、技術職員を入れる方が良いのであれば対応可能であると思う。

- ・ 関係部長と関係室長等で部会を構成すると記載があるが、内容に応じて当該部長が推進会議に入ってくるイメージで良いか。内容に応じてというのは、施設ごとの部長が入ってくると考えれば良いのか、それとも技術面に長けた部長が入ってくると考えればよいのか。

⇒ いずれの場合も想定される。

- ・ 例えばコミュニティ施設の用途廃止や返還の意思決定をする場合に、現場の人間がいないところで意思決定するのは難しい。難度が上がれば上がるほど、多角的な視点での緻密な検討が必要である。

⇒ 様々な視点から検討し、答えを出していく過程が大切であるため、この議題に限らず、皆さんからも意見を出していただき、ざっくばらんに議論できればと考えている。

- ・ 公共施設マネジメント推進会議の新たな設置は議論を速やかに進めたいという意図であると思うが、構成員を内容に応じて都度指名するのではなく、施設の所管部長は必ず入れるべきではないか。学校施設や市営住宅など建物関係が多いため、都市整備部長や都市安全部長には入ってもらい、個別の施設に関する内容を付議する場合には、当該施設の所管部長に入ってもらい形が良いのではないか。

⇒ 指摘のとおり修正する。